

裁 定

(当事者省略)

主 文

- 1 別紙2生活環境に係る被害一覧記載の「認容される生活環境に係る被害」欄記載の各被害は、被申請人らが別紙3建物目録1記載の(仮称)A株式会社東京支店ターミナル棟及び同目録2記載の(仮称)A株式会社東京支店社宅棟の建築工事において別紙4土地目録記載の土地を掘削した際に発生拡散させた悪臭によるものと認められる。
- 2 申請人らのその余の裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

- 1 申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害(慢性結膜炎、眼瞼炎、慢性咽喉炎、湿疹、アトピー性皮膚炎の増悪など)は、被申請人らが別紙3建物目録1記載の(仮称)A株式会社東京支店ターミナル棟及び同目録2記載の(仮称)A株式会社東京支店社宅棟の建築工事(以下「本件工事」という。)において別紙4土地目録記載の土地(以下「本件土地」という。)を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質(クレオソート油など)によるものである。
- 2 別紙2生活環境に係る被害一覧記載の「精神的ストレス欄の記載」欄及び「引用した証拠」欄に記載された各申請人らの生活環境に係る被害は、被申請人らが本件工事において本件土地を掘削した際に発生拡散させた悪臭によるものである。

第2 事案の概要

本件は、被申請人B株式会社（以下「被申請人B」という。）が、被申請人A株式会社（以下「被申請人A」という。）が所有する土地上において、被申請人Aが発注し被申請人Bが受注したトラックターミナル等の新築工事を実施していたところ、申請人らが、同土地の掘削工事により、土壌中からクレオソート油等の化学物質が発生拡散し、同土地に隣接するマンションの住民である申請人らに健康被害等が生じたと主張して、掘削工事と健康被害等との間に因果関係がある旨の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人らは、東京都江東区〇〇〇●丁目△番所在の「▲」（以下「本件マンション」という。）1号棟ないし3号棟に居住する住民である（各申請人の居住部分は、別紙1当事者目録の肩書住所に併記したとおりである。）。本件マンションは、1号棟ないし3号棟の中で、建物ごとにA棟からG棟に分かれており（A棟及びB棟が1号棟、C棟が2号棟、D棟ないしG棟が3号棟である。）、申請人らが居住しているのは、A棟ないしD棟である（建物のおおむねの位置関係は別紙5のとおり。）。

本件マンションは、昭和55年に住民が入居を開始し、現在、1号棟ないし3号棟の合計464戸、約1000人が居住している。

申請人らは、「J会」（以下「住民団体」という。）のメンバーで、申請人a及び申請人bは住民団体の共同代表である。

イ 被申請人Aは、貨物自動車運送事業等を行う株式会社であり、本件工事実施前は、本件土地上の被申請人A東京支店の旧トラックターミナルの建屋（以下「旧ターミナル」という。）において、上記事業を営んでいた。

被申請人Bは、建設工事の設計及び請負等を行う株式会社であり、被申請人Aが発注した、旧ターミナル、社宅棟、独身寮を解体して、新しいト

ラックターミナルの建屋（以下「新ターミナル」という。）、社宅棟等を建築する工事（本件工事）を請け負った。

(2) 本件土地について

ア 本件土地は、その北西側で本件マンションの敷地（以下「本件マンション敷地」という。）と隣接している。本件土地と本件マンション敷地の境界には、約2.4mの高さの塀が境界線に沿って設置されている（甲6）。本件土地は、〇〇〇通りと■■通りに接しており、本件マンション敷地の西側は〇〇〇小学校や◆◆◆◆中学校に隣接している（おおむねの位置関係は別紙6のとおり。）。

本件土地上に建っていた旧ターミナルは、高さ約15mの平屋建ての建物であり、旧ターミナルの地下には、敷地内の雨水等を一時的にためるためのピットが設置されており、その広さはおおむね旧ターミナルの建屋の1階床面積と同等であった。

イ 本件土地の土壤汚染について

被申請人Bは、平成25年3月頃、本件土地につき、土壤汚染調査を実施し、その結果、ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物、ベンゼンが土壤汚染対策法に定める土壤溶出量基準を超過し、鉛及びその化合物が同土壤含有量基準を超過していることが判明した。被申請人Aは、平成25年7月24日、東京都に対し、本件土地につき、土壤汚染対策法14条1項の規定により、同法6条1項又は11条1項の規定による指定を受けることを求める申請書を提出した（甲8）。

被申請人Bは、平成26年1月頃、本件土地の土壤汚染に係る追加調査を実施した結果、①溶出量基準不適合として、砒素及びその化合物が104区画で基準値（0.01mg/ℓ）を超過し、うち最大濃度は0.65mg/ℓ、ふっ素及びその化合物が229区画で基準値（0.8mg/ℓ）を超過し、うち最大濃度は22mg/ℓ、ベンゼンが47区画で基準値（0.01mg/ℓ）

を超過し、うち最大濃度は1.8mg/lであり、②含有量基準不適合として、鉛及びその化合物が3区画で基準値(150mg/kg)を超過し、うち最大濃度は530mg/kg、砒素及びその化合物が1区画で基準値(150mg/kg)を超過し、うち最大濃度が1000mg/kgであった(甲17。おおむねの土壤汚染の範囲は別紙7のとおりである。)

東京都は、平成26年3月13日、本件土地のうち別紙8記載の範囲を形質変更時要届出区域(土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状況が環境省令で定める基準に適合しないことから土地の形質変更の際に届出を要することとされる区域。土壤汚染対策法11条1項、6条1項1号。)に指定した(甲11)。

ウ 本件土地は、昭和43年に被申請人Aが取得する以前、昭和10年代頃からC株式会社が木材防腐加工業を行っており、防腐薬剤としてクレオソート油が使用されていた。

(3) 本件工事について

ア 本件工事における掘削工事は、おおむね一次掘削と二次掘削に分けられ、一次掘削は、地盤面から新ターミナル棟の基礎床の深さまで掘削をする工事であり、二次掘削は、新ターミナル棟の杭基礎部分と基礎梁部分を掘削する工事(いわゆる筋掘り)であった。一次掘削及びそれに関連する掘削の工事場所及び工事時期は別紙9に記載のとおりであり、二次掘削の工事場所及び工事時期は別紙10に記載のとおりである。

また、上記掘削工事に先立ち、被申請人Bは、平成25年11月20日頃から、本件土地の北側部分において、山留工事に伴うシートパイル打設用の先行掘削を行っていた。その後、平成26年1月27日から一次掘削工事を開始し、おおむね同年6月初旬頃に完了した。一次掘削とともに、被申請人Bは、掘削した土を旧ピット部分に埋め戻し、杭の打設地盤を造成し、杭の打設を行った(乙13)。そして、同年6月頃から二次掘削工

事を開始し、同年9月頃に終了した。

2 当事者の主張

【申請人らの主張】

(1) 加害行為

本件工場敷地の土壌中には、基準を超過する砒素、ふっ素、鉛、ベンゼンといった有害な化学物質が含まれ、本件土地の地歴からみてクレオソート油が含まれていたにもかかわらず、被申請人らは、本件工事において、本件土地の土壌を掘削するに当たり、十分な悪臭対策や飛散防止措置を講じずに掘削工事を行ったため、汚染土壌中のクレオソート油に含有されている化学物質を空气中に揮発させ、また、粉じんとして汚染土壌を飛散させた。

平成25年11月20日から、本件マンション敷地に近接した本件土地の北側部分において、山留工事に伴うシートパイル打設用の先行掘削が始まった頃、悪臭（油臭）が本件マンションに流入するようになり、申請人らを含めた本件マンションの住人に悪臭被害が発生するようになった。その後、掘削工事が開始した後も、悪臭は日によって多少の増減があるものの、昼間だけでなく夜間から早朝まで継続しているにもかかわらず、被申請人らは適切な処置を講じなかった。悪臭は掘削工事が終了するまで継続していた。

(2) 被害

ア 申請人 a

申請人 a は、掘削工事期間中、気分が悪い、目の痒み、喉の痛みなどの急性症状があり、悪臭により不快感などの精神的苦痛を受けた（甲35の1頁、甲36の52）。上記症状の終息時期は平成26年秋頃であった。

イ 申請人 c

申請人 c は、平成26年6月頃から本件マンションに在宅する時間が多くなり、同年7月に入って持病であるアトピー性皮膚炎が増悪し、同月16日新たな湿疹が発現したため、医師の診察を受けたところ、「湿疹、ア

トピー性皮膚炎増悪」の診断を受けた（甲38の6）。この症状は、同年冬頃までに徐々に回復した。また、掘削工事期間中、悪臭により精神的苦痛を受けた。

ウ 申請人 d

申請人 d は、掘削工事期間中、気分が悪い、目がピリピリするといった急性症状のほか、悪臭により、気分が滅入るなどの精神的苦痛を受けた（甲36の49）。上記の症状は、平成26年夏頃から軽くなり同年10月頃に回復した。

エ 申請人 e

申請人 e は、掘削工事期間中、気分が悪いといった急性症状のほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラするなどの精神的苦痛を受けた（甲35の2頁、甲36の9、甲36の48）。上記の症状は、平成26年秋頃に終息した。

オ 申請人 f

申請人 f は、平成25年12月頃からひどい鼻炎に悩まされるようになり、平成26年5月末頃より咳・痰が出るようになって、同年6月頃から咽頭違和感が続いていたため、医師の診察を受け、慢性咽頭炎の診断を受け（甲38の3、甲40の1）、掘削工事終了後も症状が継続している。また、悪臭により気分が滅入る、イライラするといった精神的苦痛を受けた（甲35の2頁、甲36の10）

カ 申請人 g

申請人 g は、掘削工事期間中、気分が悪い、軽い吐き気、頭痛、目に違和感といった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラする、不安になる、不眠になるといった精神的苦痛を受けた（甲35の2頁、甲36の51）。上記の症状は、平成26年秋頃に終息した。

キ 申請人 h

申請人hは、平成25年11月末頃から、咽頭痛を自覚するようになり、医師の診察を受けたところ、慢性咽頭炎と診断され（甲38の1）、掘削工事終了後も症状が継続している。また、掘削工事期間中、気分が悪い、息苦しい、咳といった急性症状があったほか、悪臭によりイライラするといった精神的苦痛を受けた（甲36の16）。

ク 申請人 i

申請人 i は、平成25年11月末頃から、咽頭痛を自覚するようになり、医師の診察を受けたところ、慢性咽頭炎と診断され（甲38の2）、掘削工事終了後も症状が継続している。また、気分が悪い、頭痛といった急性症状があったほか、悪臭により気分が滅入る、イライラする、ストレスにより体重減少がするといった精神的苦痛を受けた（甲35の3頁、甲36の18）。

ケ 申請人 j

申請人 j は、掘削工事期間中、気分が悪い、目に不快感、散歩時の流涙、くしゃみといった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラするといった精神的苦痛を受けた（甲36の56）。上記の症状は、平成26年5月末頃から軽くなった。

コ 申請人 k

申請人 k は、掘削工事期間中、気分が悪い、目や鼻の奥や喉に痛みがあるといった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラするといった精神的苦痛を受けた（甲36の26ないし28及び50）。上記の症状は、平成26年春過ぎに終息した。

サ 申請人 l

申請人 l は、平成26年1月頃から、眼、鼻、喉の違和感、目やに、目やその周辺の炎症、顔面の発疹があり、医師の診察を受けたところ、「眼瞼炎、湿疹（顔面）」（甲39の2）、「慢性結膜炎」（甲38の4）の診断を受

け、掘削工事終了後も症状が継続している。また、掘削工事期間中、気分が悪い、吐き気、頭痛といった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、不快感、不安感といった精神的苦痛を受けた（甲36の34、甲35の4頁）。

シ 申請人m

申請人mは、平成25年の年末頃から、目やに、目の痛み・痒みが出たため、医師の診察を受けたところ、「慢性結膜炎」（甲38の5）の診断を受け、掘削工事終了後も症状が継続している。また、掘削工事期間中、悪臭により、不快感といった精神的苦痛を受けた。

ス 申請人n

申請人nは、掘削工事期間中、くしゃみ、鼻水といった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラするといった精神的苦痛を受けた（甲36の55）。上記の症状は、平成26年9月頃に終息した。

セ 申請人b

申請人bは、掘削工事期間中、気分が悪い、喉に刺激感といった急性症状があったほか、悪臭により、気分が滅入る、イライラするといった精神的苦痛を受けた（甲36の54）。上記の症状は、平成26年5月頃軽くなった。

ソ 申請人o

申請人oは、掘削工事期間中、喉に刺激感、鼻水といった急性症状があったほか、悪臭により、不快感といった精神的苦痛を受けた（甲36の53）。上記の症状は、平成26年秋頃に終息した。

(3) 因果関係について

ア 大量に存在したクレオソート油の揮発及び流入があったこと

本件土地は、その地歴によれば、かつて電柱や枕木の防腐加工を行っていた防腐処理場であり、現に本件掘削工事の際に、地中から古い木材が掘り起こされていた。その防腐薬剤は、クレオソート油であり、本件土地の

中心部や本件マンションに近接した北側境界線付近で防腐処理が行われていたと推定されている（甲 8）。

クレオソート油は、各成分の生物分解や生体内変換についてはほとんど分かっていないとされながらも微生物によって分解されにくいとの指摘

（甲 4 1）や、その成分の中には数十年も残留すると考えられる物質もあると指摘されており（甲 4 1）、防腐処理に使用されていたクレオソート油も相当高濃度であったと考えられるから、本件土地内のクレオソート油、特に本件マンションに近接した本件土地内の北側境界線付近には、相当高濃度かつ大量のクレオソート油が残存していたというべきである。そして、クレオソート油は揮発性を有する（甲 3 3、甲 4 1）が、本件土地では土壌中にあつたため、揮発性成分が揮発せずにそのまま残存しており、平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日以降の掘削工事に伴い、特に、最も大量にクレオソート油が存在していたと思われる本件マンションに近接した本件土地の北側部分を掘削したことにより、残存していたクレオソート油の揮発性成分が一気に揮発したものと考えられる。

揮発したクレオソート油は、大気を経由して、申請人らが居住する本件マンションに流入した。このことは、東京都環境局の職員が本件マンション敷地や本件マンション周辺において油臭やクレオソート臭がすることを感知していること（甲 1 2。具体的には平成 2 6 年 1 月 1 6 日、同年 4 月 1 5 日、同月 3 0 日。）や本件マンション住民が悪臭（異臭）の苦情を度々申し出ていたこと（甲 1 4）などからも裏付けられている。

イ クレオソート油で汚染された粉じんの飛散及び流入があつたこと

被申請人 B は、掘削工事開始当初、本件土地を掘削しても、基準超過の汚染土壌を剥き出しのまま被覆せず放置していた。その後、汚染土壌をシートで覆うようになったものの、粉じんの飛散防止対策は不十分であつただけでなく、そもそも、本件土地の掘削中は、汚染土壌が剥き出しになつ

ていたため、粉じんの飛散の可能性があった。

また、申請人らは、平成26年5月13日、本件マンションのベランダの粉じんを採取して調査を実施したところ、採取した粉じんから砒素、ふっ素、鉛等の有害物質が検出された（甲25）。

さらに同月22日、被申請人Bが本件土地内の残土に石灰系固化剤（生石灰）を添加する作業を行っていた際、誤って袋を破損させ、生石灰が大量に飛散し、本件マンションの廊下、ベランダ、駐車場に駐車中の車両等を汚すという事故があった（甲26、甲27の1ないし4）。

以上のことからすれば、本件土地内のクレオソート油で汚染された粉じんが、本件土地から本件マンション側に大量に流入しており、申請人らは、長期に渡り継続して吸入していたといえる。

ウ 被害との関係

クレオソート油は、皮膚刺激性、眼に対する刺激性、アレルギー性皮膚炎反応のおそれ、遺伝性疾患のおそれの疑い、発がんのおそれ、呼吸器への刺激のおそれ、長期又は反復ばく露による肺、肝臓、腎臓、血液の障害のおそれなどの有害性を有する化学物質である。急性影響だけでも、吸入した場合には咳、息切れが、眼に入った場合には、発赤、痛み等が発現し、飲み込んだ場合には、錯乱、頭痛、吐き気、嘔吐、脱力感、ショック又は虚脱の症状が発現するとされている（甲43）。申請人らに発生した健康被害は、これらのクレオソート油に起因する症状と合致している。

また、症状が現れた時期についても、平成25年11月20日に本件土地の北側部分（本件マンションに近接した部分）の掘削をし、悪臭（クレオソート油臭）が発生し始めたときを境に症状が現れており、症状発症の時期と掘削工事の開始時期が合致している。

さらに、旅行などで本件マンションを離れている間は、症状が消失し、再び本件マンションに戻ってくると、症状が再発していたことからすると、

本件マンションの居住者に発生した健康被害はクレオソート油が原因であるといえる。

申請人らのうち、掘削工事終了後も症状が継続している者がいるが、その者は、本件土地から発生・拡散したクレオソート油などの化学物質に暴露され続けた結果、免疫機能が亢進し、化学物質過敏症に罹患したものと思料する。

申請人らのうち、現在は症状が治まっている者については、各人の症状の終息時期の多くが、平成26年5月頃と同年9月から10月頃となっている。本件掘削工事のうち、同年1月から4月まで、本件土地のうち本件マンションに近い北面の一次掘削を実施しており、同箇所は土壤汚染が深刻な場所でもあり、工事期間中は油臭が強い時期であった。その後、一次掘削は汚染の少ない本件土地の南面に移動していった。そして、申請人らに症状の終息のみられた同年5月頃は、上記のとおり掘削工事が汚染の深刻な箇所から汚染の少ない箇所に移っていた時期と重なっているといえる。また同様に、症状の終息のみられた平成26年9月から10月頃は、掘削終了後現場に保管されていた汚染土が除去された同年9月頃と時期が重なっているといえる。

【被申請人らの主張】

(1) 加害行為について

被申請人Bは、土壤汚染土の飛散防止のため最適な方法と思われた多量の散水を実施しているだけでなく、掘削工事開始当初から、状況に応じてシート養生を行っていた。加えて、消臭剤も散布していた。

(2) 被害について

ア 申請人らの主張する被害については、知らないし否認する。申請人らが健康被害と主張するものの中には、そもそも健康被害といえるか疑問なものが多い。また、精神的苦痛に係る不快感、気分が滅入る、イライラ感、

不快感，ストレスによる体重減少，不眠等は，いずれも主観的なものであって原因裁定になじまず，裁定を求める事項2の申立てはそれ自体失当である。

申請人らの一部は，健康被害を証する証拠として，自らの被害を書きつづけた被害申告書（甲35，甲36）しか提出しておらず，しかも，その内容を見ると，くしゃみや鼻水など急性症状とまでいえるか疑問なものも含まれている。

申請人らは被害状況として甲65号証を提出するが，甲65号証には，例えば，No.106に，平成26年2月17日の申請人jの被害状況として，「目が痛い，目やに，涙等目の異常が出てきた」と記載があるが，申請人jが同日に被申請人Bに対し電話をした内容は，工事騒音の苦情が主であり，目の痛み等の苦情はなかった。このように甲65号証の記載は疑義がある。

イ 化学物質過敏症に罹患したとの申請人らの主張について

申請人l，申請人f，申請人hを診察したp医師は，化学物質過敏症の特徴として，①微量な化学物質に反応すること，②化学物質暴露で症状が再現することを挙げ，患者の問診ではこれらに完全に適合している，と指摘している（甲66の1ないし3）。

しかし，D病院のr医師の診断書（甲39の1）によると，申請人fは，平成26年5月末頃から咳，痰を認め，同年7月1日に咽頭違和感を主訴に同院を受診しており，同医師から「咽頭軽度発赤を認めるものの，扁桃腫脹や頸部リンパ節腫大は認めず。呼吸音は清。他に明らかな異常所見認めておりません」と診断され，また，E診療所のq医師も，申請人fを含む合計5人の本件マンションの住民を診察している（甲44）が，いずれの場合も明らかな粘膜・皮膚の発赤など「診察時における炎症の存在」を疑わせる明らかな所見は認められませんでした。」と診断しており，被害

が深刻であったと主張する平成26年4月に近い同年7月1日時点でも、申請人fは症状が再現しているとはいえず、 「微量な化学物質に反応」し、慢性咽喉炎という「症状が再現」している旨の甲66号証の2の問診結果には疑問がある。

申請人fは、平成25年10月21日にはF内科循環器科を、同年11月12日にはD病院をそれぞれ受診していることから（乙18の1及び2）、何らかの既往症を有しているとみるのが自然である。

(3) 因果関係について

ア 平成25年11月20日から開始した山留工事に伴うシートパイル打設のための先行掘削の際、本件土地内で油臭が発生したこと自体は争わないが、ひどい悪臭が本件マンションに流入したわけではない。また、本件工事中、常に本件土地全体からクレオソート油が揮発していたかのような申請人らの主張は誤りである。

本件土地において平成25年12月13日から平成26年6月4日までの間に行った臭気測定の結果（乙1の1ないし6）によれば、いずれの測定においても本件土地の境界部分の臭気指数は10未満であり、臭気は悪臭防止法4条2項に基づく平成13年東京都告示第1496号及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例68条・別表第7の7に定める敷地境界線の臭気指数を下回っており、申請人らが主張する悪臭による精神的苦痛には疑問を抱かざるを得ない。この点、申請人らの提出する臭気に係る証拠（甲65）は、各自の感覚や自覚で臭気を判定しており、臭気強度の数値の記載はほとんどが「5」及び「4」に判定されているため、信用性がない。

イ クレオソート油で汚染された土壌による粉じんを発生させた事実は否認する。この点、甲25号証の結果は、前提となる粉じんの採取場所が不明であり、本件土地から飛散したものであるか否かも不明といわざるを得ない。

い。

ウ 申請人らは、クレオソート油及び粉じんの本件マンションへの流入により申請人らに健康被害が発生したと主張するが、本件工事に従事している作業員に健康被害は生じておらず、本件土地内にあった被申請人Aの社宅や独身寮の居住者からも健康被害が生じておらず、申請人らに健康被害が生じたとの主張は疑問がある。

申請人らが根拠とする安全衛生情報センターの製品安全データシート（甲43）は、直接的に対象化学物質を取り扱う場合の症状等について説明したものであり、取扱場所の隣地に居住する者についても同様の症状が生じると述べているわけではない。

申請人らは、q医師の診断書（甲38の1ないし6）及び意見書（甲44）を提出するが、申請人らは、本件マンションの住民が健康被害を被っている旨を主張しながら、診断書を提出しているのは僅か6名だけである。しかも、同診断書は、受診者らは自覚症状の訴えのみであり、他覚的所見は認められておらず、あくまでも受診者らの訴えが全て事実であることを前提に作成されたものにすぎない。さらに、その結論も「本件マンション住民における（自覚）症状の多発が、工事に伴う環境要因、とりわけクレオソート油へのばく露によって生じていることを強く疑わせる」と述べるにとどまり、申請人らが主張する「本件マンション居住者に発生した健康被害がクレオソート油を原因物質にするものであることは明らかである」という評価はしていない。

第3 当裁定委員会の判断

1 本件において実施された測定結果等

- (1) 被申請人Bは、平成25年12月13日、平成26年1月10日、同月29日、同年2月3日、同年4月8日、同年6月4日に、臭気測定及び大気測定を実施した（乙1の1ないし6）。その結果は別紙11及び12のとおり

である。この結果によれば、悪臭の発生源と思われる箇所の周辺における臭気指数は、最大でも1.4（別紙12の⑧地点）であり、本件土地内の本件マンションとの敷地境界付近（別紙12の①，③，⑦，⑨）においては、1.0未満であった。なお、本件工事への適用はないものの、事業場から発生する悪臭等に関する東京都における悪臭防止法及び環境確保条例による敷地境界線での規制値（乙5）は、住居専用地域等を含む第一種区域において1.0以下とされていた。また、各測定点における大気測定の結果でも、ベンゼン、トリクロロエチレン等の化学物質の濃度は優に環境基準値等を下回っていた。

- (2) 被申請人Bは、平成26年1月10日、旧ターミナルのピットのあった箇所にたまっていた水（ピット水）及び本件土地の土壤にたまった水（土壤水）を採取し分析を行ったところ、ナフタレン，2-メチルナフタレン，1-メチルナフタレン，アセナフテン，ジベンゾフラン，フルオレン，アントラセンなどが検出された。この結果、クレオソート油に含まれる主な成分と比較して共通する物質が多く（クレオソート油に含まれる主な成分として、ナフタレン，2-メチルナフタレン，1-メチルナフタレン，アセナフテン，ジベンゾフラン，フルオレン，フェナントレン，アントラセン，フルオランテン，ピレン，ベンゾ(a)ピレンが挙げられている。甲33），上記調査の試料中にはクレオソート油が含まれている可能性が高いという評価がされた。

（甲20の1・2，甲21，乙9，乙10の1・2）

- (3) 申請人らは、平成26年5月頃、本件マンション1号棟のベランダから粉じんを採取し分析をしたところ、鉛100mg/kg，六価クロム2mg/kg未満，全クロム190mg/kg，砒素9.1mg/kg，ふっ素310mg/kg，ニッケル55mg/kgが検出された。
- (4) 被申請人Bは、平成27年6月18日、本件土地上に建っていた独身寮の地盤面の土壤を採取・分析した。その報告書（乙16）によれば、基準値を超えるふっ素（溶出量基準で0.8mg/lのところ最大で2.4mg/l）が検

出されたが、ベンゼン、鉛、砒素については、基準値を超えなかった。

- (5) 当裁定委員会は、本件裁定を求める事項を判断するため、H株式会社に対して、本件土地の土壌及び土壌ガス採取、分析並びに臭気測定を委託し、平成28年1月24日及び25日、場所は境界線内側（本件土地側）の5か所で同調査を実施した（以下「本件職権調査」という。）。本件職権調査の報告書（職2）によれば、同調査の結果は別紙13-1ないし13-4のとおりである。

同結果によれば、本件土地の調査地点における土壌ガス及び土壌からベンゼン及びナフタレンが比較的高濃度で検出され、油臭が認められた。

2 本件工事及び苦情の経過について

(1) 本件工事開始以前

被申請人Aは、旧ターミナルにおいて事業を行っていたが、本件マンションの住民からは旧ターミナルから発生する騒音についての苦情があり、平成19年3月や平成21年7月に、江東区が被申請人Aに対し、騒音の対策を求める（甲4の1、甲4の2）など、本件マンションの住民と被申請人Aとの間で、事業所の騒音についての問題が発生していた。

被申請人Aは、平成25年2月、旧ターミナルや社宅等を取り壊し、新ターミナル等を新築する計画を発表し、その後、本件マンションの住民に対し、同計画の説明を開始したが、本件マンションの住民は、この時期に住民団体を組織し、新ターミナルの規模や高さによって、本件マンションへの日照等に影響があるとして、建替計画に反対をしていた（甲6）。

被申請人Bは、平成25年8月頃、旧ターミナルの解体工事を開始し（甲7）、同年10月22日、被申請人Aは、近隣の住民に対し、新ターミナル棟及び社宅棟の新築工事に関する説明を行った（甲7）。

(2) 平成25年11月

被申請人Bは、平成25年11月20日頃から、本件土地の北側部分にお

いて、山留工事に伴うシートパイル打設用の先行掘削を開始した。具体的な内容としては、本件土地のうち本件マンション1号棟側から順次コンクリートを剥がし、シートパイルを打ち込む工事をしており、1日当たり20m程度ずつ進んでいた。被申請人Bは、掘削により油分を含んだ土壌が生じたため、石灰で油分を含んだ土壌の表面を固め、臭いに対しては消臭剤の散布をしていた。

(3) 平成25年12月

ア 工事の状況（甲14）

被申請人Bは、シートパイルを打設する作業を行い、シートパイル土留め周辺は固化剤、吸着剤処理を行っていた。また、本件土地の掘削地盤面よりも地下水位を下げるため、同土地内に11本のディープウェル（揚水用の深井戸）を設けた。被申請人Bは、ディープウェル設置に際し、地上部を掘削したところ、掘削箇所には水がたまり、設置作業が困難であったため、ポンプを使ってたまり水を旧ピット内へ流したことがあった。ピット内にたまった地下水には油が浮いた部分があり、被申請人Bは、かかる箇所の油を吸着マットで吸い取る作業を行い、中和剤を注入し、更にセメントで表面被覆を行った。

被申請人Bは、平成25年12月19日、同月16日頃に生じた異臭の原因等について本件マンション住民に対し顛末を報告し、異臭が発生し迷惑をかけたことをお詫びする文書を発出した（甲19）。

平成25年12月20日以降も本件土地の別の箇所で廃油だまりが確認されたため、被申請人Bは吸引等の対応を行った。平成26年1月までの間は、旧ピット内から産廃業者のコンテナへ直接バキューム吸引し、産業廃棄物として処分しており、処分した泥水は88m³であった（乙14の38ないし49）。

イ 悪臭苦情の状況（甲14）

平成25年12月2日、住民団体の住民5名が江東区役所を訪問し、江東区の担当者に対し、夜間から朝にかけて鉱油臭が酷く、洗濯物に臭いがつき、本件マンション住民の中で2名ほどおう吐した者がいることなどの苦情を申し出た。その後、本件マンション住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、同月3日に2件（夜から明け方にかけての臭いがひどいこと）、同月5日に1件（本件マンション住民が臭いにより洗濯物が干せなかったり、干した洗濯物の臭いを嗅いで気分が悪くなっている者もおり、特に夜間から朝方の臭いがひどいこと）、同月10日に1件（臭いについて改善されていないこと、1号棟及び2号棟の住民にアンケートを採ったところ、酷く臭うと回答する住民が多かったこと）、同月16日に1件、同月17日に1件（揮発性物質臭がする）、同月26日に1件（臭いが収まらない）あった。他方、同月4日や同月11日に、江東区の担当者が、住民団体の住民に対し、悪臭苦情の確認をしたところ、その申し出がなかった日もあった。

(4) 平成26年1月

ア 工事の状況（甲14）

被申請人Bは、平成26年1月10日頃、敷地北側に足場を組み、本件土地の掘削部に中和剤をミスト散布し、掘削した土に数種類の消臭剤を組み合わせて混合して埋め戻し、再度掘削して悪臭が生じるかどうかの検証を行ったことがあった。この頃、前記1(2)のピット水及び土壌水の採取・分析を行った。

被申請人Bは、平成26年1月14日頃、ピット北側アスファルトを剥がす舗装解体工事（甲13参照）を開始した。

被申請人Bは、平成26年1月18日頃、本件マンション住民に対し、消臭対策を行いつつ、翌週から一次掘削工事を開始することを説明した。その後、被申請人Bは、同月27日から一次掘削工事を開始した。

イ 悪臭苦情の状況（甲 1 4）

住民団体住民が、平成 2 6 年 1 月 7 日、保健相談所に対し、悪臭により健康被害があったと申し出たほか、同月 9 日、1 7 日、1 8 日に、本件マンションの住民が江東区の担当者に対し、悪臭の苦情申出をしていた。また、本件マンションにおいて、同月 1 8 日、工事説明会が実施された際にも、本件マンション住民からは、異臭は収まらず十分な消臭対策が採られていないため掘削工事の開始を承認しないとの意見が多数出た。

(5) 平成 2 6 年 2 月

ア 工事の状況（甲 1 4）

被申請人 B は、平成 2 6 年 2 月 3 日から本件土地のうち本件マンション側の土地の一次掘削を開始した（おおむね別紙 9 中の 2 月の掘削場所の掘削を行っていた）。一次掘削の掘削深さは、地上の舗装面（G L）から約 2 6 0 0 mm であった。掘削の際、散水を行うほか、消臭剤を使用したり、活性炭を土壌に混ぜ掘削をしたりするなどの悪臭対策も行っていた。また、被申請人 B は、本件土地と本件マンション敷地の境界線付近に高さ約 7 m の足場を設置し、養生シートを張った。

被申請人は、平成 2 6 年 2 月以降は、ディープウェルでくみ上げた揚水、旧ピット内にたまっていた油分を含む水、掘削時に発生する地下水や雨水を汚水処理設備に集めた後処分をしていた。処分した水は合計 3 7 7 . 1 5 m³であった（乙 1 4 の 1 ないし 4 9）。

掘削の際、土壌中から木片が掘り出されることがあった。被申請人 B は、本件土地内の地中から掘り出された木材について、産業廃棄物処理業者に委託して処理をした。処理した木材のかさ容積は 4 9 1 . 5 m³であった（乙 1 5 の 1 ないし 6 7）。

イ 悪臭苦情の状況（甲 1 4）

本件マンション住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、平成 2 6

年2月3日に1件、同月5日に5件、同月6日に10件、同月7日に3件、同月10日に1件、同月17日に2件、同月18日に1件、同月20日に1件、同月21日に2件、同月25日に1件（内容は、消臭剤の臭いが酷く×××辺りまで臭いがしていること）あった。また、同月25日には、本件マンション住民から江東区の担当者に対し粉じんに関する苦情も1件あった。内容としては、ベランダのほこりがひどいこと、掘削作業をしている場所の散水のみでは不十分であり、土が露出した部分からほこりが飛散していることなどであった。

平成26年2月12日午前11時頃、江東区役所の担当者は、本件工事敷地及びその周辺に赴いたところ、本件工事敷地及び〇〇〇通りともに風向きや位置によってところどころ断続的な臭気があることを確認した。

(6) 平成26年3月

ア 工事の状況（甲14）

一次掘削を継続して行っており、おおむね別紙9中の3月の掘削場所の掘削を行っていた。平成26年3月12日頃、掘削した土壌は、油分が多く含まれ、それをピット北側に埋め戻した。

イ 悪臭苦情の状況（甲14）

本件マンションの住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、平成26年3月4日に1件、同月12日に1件、同月17日に1件、同月26日に4件、同月28日に1件あった。

また、平成26年3月29日頃、本件マンションにおいて、工事説明会が開催された際、本件マンション住民は、現在の臭気・粉じん対策はベストではなく、臭気が収まるまで工事を中断してほしいことなどを要望した。

さらに、同月6日、住民団体から江東区長宛に被害申告書（アンケート）を添付した陳情もあった。

(7) 平成26年4月

ア 工事の状況（甲 1 4）

一次掘削を継続して行っており、おおむね別紙 9 中の 4 月の掘削場所の掘削を行っていたが、4 月中に本件土地のうち本件マンション側に近い箇所的一次掘削は終了した。

一次掘削中に、本件建物北側の地中から旧ターミナル棟が建築された以前に解体された建物の基礎が地中に残置されていたことが判明したため、被申請人 B は、平成 26 年 4 月 10 日からこの地中障害物の解体工事を行った（甲 2 4、甲 1 5 の 1 0）が、地中障害物の撤去は同年 5 月 2 日頃に作業を終えた。

イ 悪臭苦情の状況（甲 1 4）

本件マンション住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、平成 26 年 4 月 1 日に 1 件、同月 3 日に 1 件、同月 7 日に 1 件（同月 7 日については、本件マンション 3 号棟まで臭いがあり、◆◆◆◆中学校や×××でも臭いがあるという苦情があり、江東区の担当者が被申請人 B に連絡すると、被申請人 B の担当者からは、本件マンション 3 号棟、◆◆◆◆中学校及び×××周辺を確認したところ、本件マンション 3 号棟で本日から屋上の防水工事を行っており、指摘の臭いはそれに起因すると思われるとの説明があった。）、同月 11 日に 1 件、同月 15 日に 1 件（同日に別途被申請人 B の現場事務所には 3 件の苦情があった。）、同月 17 日に 1 件、同月 18 日に 1 件、同月 24 日に 2 件、同月 28 日に 1 件、同月 30 日に 2 件あった。

また、同月 26 日、本件マンションにおいて、工事説明会が開催された際、本件マンション住民は、臭気が収まるまで工事を中断することなどを求めた。

(8) 平成 26 年 5 月

ア 工事の状況（甲 1 4）

被申請人Bは、平成26年5月頃、新ターミナルの杭工事を開始しており、杭工事により生じた残土を敷地内に仮置きしていた。同月17日の時点で、杭打設は約4分の1程度が終了していた。

イ 悪臭苦情の状況（甲14）

本件マンション住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、平成26年5月2日に1件、同月7日に1件、同月8日に1件（連休中も悪臭は止まらないため、環境測定を行うことを要望した。）、同月9日に2件、同月19日に1件、同月20日に1件、同月22日に1件あった。また、同月2日に粉じんの苦情が1件、同月13日にも粉じんに関する苦情（その内容は、本件工事に関して、粉じんが酷く、フローリングまで土ぼこりが入ってくること、クレーンで土をふるっているが、散水が不十分で作業部に当たっていないこと、残土に掛けられたブルーシートも風でめくれていたことなど）があった。

(9) 平成26年6月以降

ア 工事の状況（甲14）

被申請人Bは、平成26年6月2日から二次掘削を開始し、同月5日頃一次掘削は終了した。二次掘削の掘削深さは、場所により異なっていたが、おおむね一次掘削地点（GL-2600mm）から1000mm～3000mmの深さであった。

二次掘削は、平成26年10月頃に終了した。

イ 悪臭苦情の状況（甲14）

本件マンション住民から江東区の担当者に対する悪臭苦情は、平成26年6月3日に1件（揮発臭に関するもの）、同月13日に1件、同月17日に1件（住民団体の住民6名から二次掘削開始に伴う悪臭苦情があった。）、同月19日に2件、同月20日に5件、同月23日に3件、同月24日に1件あった。

また、同月28日、本件マンションにおいて工事説明会が開催された際、本件マンション住民からは、粉じん対策として本件マンション側の敷地をメッシュでなくシートで覆ってもらいたいこと、臭いはいつまで続くのか、粉じん・悪臭対策に効果がないことなどの話があった。

平成26年7月3日頃、申請人らは、テント設置及びテント設置までの間の掘削工事の差し止めを求める仮処分を申し立てた（甲31）。その後、申請人らは、平成26年10月16日、上記仮処分の申立てを取り下げた（乙3）。

3 本件土地におけるクレオソート油の存在について

前記認定事実1(5)のとおり、本件職権調査（職2）の結果によれば、本件土地の調査地点から比較的高濃度のナフタレンが検出されたという結果が示されていること、ナフタレンはクレオソート油に含まれる物質の一つであり、前記1(2)のピット水や土壌水の分析結果からクレオソート油の存在が示唆されたことも踏まえると、本件土地の土壌中にクレオソート油が存在した事実は認めることができる。

次に、本件工事の掘削時において本件土地の土壌中にクレオソート油がどの範囲でどの程度の量存在したかについては、これを認めるに足りる証拠はない。この点、土地の履歴（甲8）からすると、木材の防腐剤としてクレオソート油が塗布されていたと考えられる作業場付近は、クレオソート油が存在していた可能性があることをうかがわせるものの、本件土地全体で防腐剤が使用されていたわけではなく、上記作業場の範囲は限定的である。したがって、本件土地において別紙7の土壌汚染の範囲すべてにクレオソート油が存在したことを推認することはできない。また、被申請人Bが実施した土壌汚染状況の調査結果（甲8、甲9の1及び2、甲17、甲18、甲60）及びそれらを踏まえて申請人らがまとめた本件土地の汚染状況に関する各証拠（甲10、甲47の14、甲48、甲61、甲62）によれば、本件土地のうち、ベンゼンが検出された

箇所、油臭・油膜が確認された箇所、木片が確認された箇所が比較的広い範囲にわたってはいるが、前記1(2)記載のとおりクレオソート油の主要な成分にはベンゼンは含まれておらず、ベンゼンが検出された範囲にクレオソート油が相当量存在したとはいえない。さらに、油臭・油膜については、クレオソート油に限らずそれ以外の物質、例えばベンゼンなど鉱油成分が存在した可能性もあり、油臭・油膜の存在がクレオソート油と直接結びつくものともいえない。そうすると、油臭・油膜の存在や程度をもって、いかなる化学物質がどの程度存在しているかを推認できるものではないことから、油臭・油膜が確認された範囲にクレオソート油が相当量存在していたものとはいえない。加えて木片について、その一部は過去にクレオソート油を塗布することで防腐剤処理が施されていた木材である可能性は否定できないものの、過去に建築されていた建物の一部であったり、過去に埋め立てに用いられた土に混入していた可能性など、防腐剤処理とは無関係の木材であった可能性もあることからすれば、木片の確認をもって、その箇所にクレオソート油が相当量存在していたものともいえない。そして、本件職権調査（職2）の結果によっても、本件土地の土壌中に存在したクレオソート油の量を具体的に判定することは困難であり、その他防腐剤処理の作業場付近全体に高濃度のクレオソート油が存在したことを認めるに足りる証拠もない。

そして、本件職権調査（職2）の結果を踏まえ、土壌ガスの気相への放散と大気中での希釈後の空気の暴露について検討を行った専門委員の見解（職3）によれば、1日の推定最大土壌掘削量（規模にして18m×18m×2.3m≒750m³/日）の土壌の間隙空気（想定空隙率0.3）の全てが、測定された土壌ガス最大濃度（ベンゼン65mg/m³、ナフタレレン3.7mg/m³）で大気に放出されたと仮定し、大気中では、無風状態に近い0.4m/sの風で4.0m程度の高さまで拡がって希釈されたとすると、土壌間隙空気は約11000倍の空気希釈され、1日平均ではベンゼン0.0059mg/m³やナフタレ

ン0.00033 mg/m³となること、上記の仮定は、①期間中の1日当たりの最大土壌掘削量を想定したこと、②土壌間隙中のガスの濃度を一律に測定された最大濃度として、掘削によりその全てが大気に放散されると仮定しているが、実際には土壌の塊の中の間隙空気が全て放散するとは考えにくいこと、③風向きを一方向からのみと考慮して、風速も小さな値を想定したことなど、全体的に現実的な範囲で大気濃度がより高くなるような条件を考えた安全側の推算であって、健康影響に問題が生じる程度の化学物質の暴露があったとは考えにくい旨の指摘がされている。この点、申請人らは、上記の見解における暴露の推定は、健康被害を訴えた掘削工事当時の土壌ガス濃度を基にしていないこと、時間の経過によってナフタレンの濃度が減少した可能性があること、調査地点が掘削場所と同一ではなく、掘削場所の方がクレオソート油が高濃度であった可能性があることなどから、過少評価となっている旨を指摘しているが、前記1(1)によれば申請人の主張を裏付けるものではなく、具体的にどの程度の量のクレオソート油が存在し、どの程度揮発したのかを示す証拠はなく、上記専門委員の見解に反する証拠もうかがえない。

そうすると、申請人らが主張する事実のうち、本件土地のクレオソート油が相当高濃度であったこと、本件土地内の北側境界線付近に大量のクレオソート油が残存していたこと、最も大量にクレオソート油が存在していたと思われる本件マンションに近接した北側部分を掘削したことにより、これまで揮発せずに残存していたクレオソート油の揮発性成分が一気に揮発したことを、それぞれ裏付ける証拠はなく、これらを他の事実から推認することも困難と言わざるを得ない。

4 悪臭及び粉じんの発生、到達及び程度について

(1) 悪臭

前記認定事実によれば、平成25年11月20日のシートパイル打設の工事以降の掘削に伴い、具体的な濃度を示す証拠はないものの、クレオソート

油由来の化学物質やベンゼン等の化学物質が大気中に発散し、これが悪臭となって、大気中を経て、本件マンションに到達していたものといえる。その頻度は、平成25年12月以降の本件マンション住民の悪臭苦情の状況を踏まえると、掘削工事期間中継続していたことがうかがわれるものの、他方、悪臭の苦情が出ていなかった日もあったことがうかがわれ、常時一定の悪臭が、本件マンション全体にあったと認めるには足りない。この点、申請人らは、掘削工事期間中の悪臭につき、5を最強臭気とした場合の臭気強度がおおむね4ないし5で推移したことを記載した証拠（甲65）を提出するが、臭気強度は臭いを嗅ぐ人の感覚を用いて臭いの強さの「程度」を測定するために臭いを嗅ぐ人によるばらつきが大きいことが指摘されており、このようなばらつきを低減するために、一般的には臭いの基準となる標準物質を用意することや臭気強度を評価する者に臭気強度に関する教育を受けさせることなどが行われている（職2）が、上記の各記載は臭いの基準を示すことなく専ら申請人らの主観的な感覚を記載したものにとどまっている。また、被申請人Bが実施した臭気測定の各結果によれば、前記1(1)のとおり、悪臭の発生源と思われる箇所の周辺における臭気指数は最大でも14であるが、本件土地と本件マンションの敷地境界付近における臭気指数はいずれも10未満であった。さらに、前記2(5)イのとおり、江東区の担当者が本件工事敷地及びその周辺に赴いた際、本件工事敷地及び〇〇〇通りともに風向きや位置によってところどころ断続的な臭気があることを確認していた。これらを踏まえると、本件マンションにおける悪臭は掘削場所やその日の天候や風向きなど気象の条件によって変化しており、掘削工事期間中、常時一定の強い臭気の本件マンションに継続的に生じていたものとまではいえず、甲65号証の臭気強度に関する記載は採用できない。

本件マンションの各棟における悪臭の程度については、まず、申請人bの尋問結果によれば、住民団体が平成26年1月末頃に、本件工事に伴う悪臭

に関する被害のアンケートを配布した際、3号棟のうち本件土地から見て奥に位置する建物にはアンケート用紙を配布しなかった点からすると、3号棟のうちEないしG棟については、悪臭が到達する頻度は少なく、到達をしても悪臭の程度が酷いものではなかったものと推認できる。そして、本件マンションのうち、本件マンションの各棟の向き、本件土地の掘削場所と本件マンションとの距離や位置関係に加え、申請人b及び申請人fの各尋問の結果を踏まえると、悪臭を酷く感じたのは本件土地の掘削場所に近い1号棟であり、2号棟及び3号棟のD棟については、本件土地の掘削場所と本件マンションとの距離や位置関係に応じて、臭いを感じる頻度及び強さも低減していたものと推認できる。

そうすると、少なくとも、申請人らは、1号棟、2号棟及び3号棟のD棟のいずれかに居住しているから、掘削工事期間中、各居室において悪臭を感じたことがあったものと認めることができる。

(2) 粉じん

申請人らは、平成26年5月頃の調査結果（甲25）によれば、本件土地の汚染土壌が粉じんとして本件マンションに到達していたことを主張する。この点、本件マンションの各棟の向き、本件土地の掘削場所と本件マンションとの距離や位置関係に加え、本件マンションの1号棟のベランダから採取した粉じんに関する上記分析結果（甲25、職1）によれば、本件土地の粉じんが本件マンションの1号棟のベランダまで到達した可能性があったことは認めることができる。しかしながら、証拠（職1、申請人b）によれば、上記分析結果（甲25）の採取は本件マンションの1号棟のベランダの5か所で採取したものの、各採取量が少なく個別に検査ができず、それらをまとめたものの分析結果であって、そもそも分析結果に用いられた試料の採取量がどの程度であったかは不明であり、しかも、どの程度の量が粉じんとして本件マンションに到達していたかは、証拠上明らかとはいえず、それを推

認することも困難である。

そうすると、申請人らは、本件土地内のクレオソート油で汚染された粉じんが、本件土地から本件マンション側に大量に流入した旨を主張するが、前記3で説示した点も踏まえると、上記主張を裏付ける証拠があるとはいえない。この点、申請人らは、平成26年5月22日、被申請人Bが作業中に生石灰を大量に飛散させて本件マンションにも及んだ事故を挙げるが、かかる事実は、掘削工事に伴う土壌の粉じんの飛散があったことを直接裏付けるものとはいえない。

5 裁定を求める事項1について

(1) 申請人f

申請人fは、掘削工事によって揮発したクレオソート油由来の化学物質に暴露し続けた結果、化学物質過敏症に罹患したため、掘削工事終了後も症状が続いている旨主張し、これに沿うp医師の意見書（甲66の2）を提出する。

しかしながら、証拠（甲68の140頁など）によれば、いわゆる化学物質過敏症は、医学上の定義、病態・症候、発症因子・メカニズム、診断等について明確な知見は確立されていない状況にあるとされ、クレオソート油由来の化学物質への暴露量が不明である（健康被害を生じさせる程度の濃度であったと認めるに足る証拠はない。）ことから、上記のp医師の意見書（甲66の2）は直ちに採用できるものではない。

そこで、申請人fが主張する被害と本件工事との因果関係の存否は、生じた症状の内容や時期、工事の際に発生し暴露した化学物質の性質や量、既往症等他の原因の可能性などを考慮して総合的に判断するのが相当である。

まず、申請人fは、既往症として、肥大型心筋症の持病があり、毎月定期的に通院をしていたほか、季節の変わり目に鼻炎の症状が出ることがあった（申請人f）。また、鼻炎症状の原因は様々であり気候、体調等により変化

することもある。したがって、申請人 f は、平成 25 年 12 月頃からひどい鼻炎があった旨を主張するが、鼻炎について他の原因の可能性も否定できないといえる。

次に症状の内容や発現時期についてみると、申請人 f は、D 医院の r 医師（以下「r 医師」という。）の診察を受け、平成 26 年 7 月 1 日、「当患者様は咽頭違和感を主訴に平成 26 年 7 月 1 日に当院を受診されました。初期症状 5 月の末頃より、咳、痰を認め、その後咳、痰は改善するも、6 月に入り咽頭違和感が持続。6 月 16 日にかかりつけの F 内科循環器科より消炎鎮痛薬と含嗽薬を処方されるもその症状改善なく症状が持続されているとの事で 7 月 1 日に当院を受診されました。来院時診察所見では咽頭軽度発赤を認めるものの、扁桃腫脹や頸部リンパ節腫大は認めず。呼吸音は清。他に明らかな異常所見は認めておりません。」との診断を受けた（甲 39 の 1）。また、申請人 f は、医療法人社団 E 診療所の q 医師（以下「q 医師」という。）の診察を受け、平成 26 年 7 月 18 日、「病名：慢性咽頭炎」「持続する咽頭痛を主訴に受診。2013 年夏頃からの住宅近隣での工事開始とともに鼻水を自覚。その後さらに工事現場からの刺激臭の発生に伴い、頭痛、喉頭痛を自覚するようになったとの訴えです。工事現場の土壌からはクレオソートオイルが漏出しているとのことであり、上記症状の主な現因（ママ）と考えられます。」との診断を受けた（甲 38 の 3）。この点、申請人 f は、本人尋問において、本件工事当時に生じた症状として鼻炎や咳、痰が平成 26 年 1 月頃には生じており、同年 2 月から 4 月までの間も鼻炎や咽頭痛が継続していた旨を供述するが、上記の r 医師の診断書の記載からすると、申請人 f が r 医師に対し、初期症状である咳や痰は平成 26 年 5 月頃に出た旨を述べていたことが認められ、上記主張や供述と矛盾する記載があることから、症状の発現時期は客観的に明らかではなく、掘削工事の開始時期と症状の発現時期が直ちに結び付いているものとも評価できない。また、証拠

(甲44)によれば、q医師は、平成26年4月14日、住民団体の共同代表である申請人bから、本件マンションの隣接地において、被申請人Aの新ターミナル等建設工事が行われ、工事現場から強い悪臭が発生しており、本件マンション住民の中に体調不良を訴えている者が多発している旨の相談を受け、本件土地がかつて貯木場であり、防腐剤として大量のクレオソート油が使用されていたという話を聞いていたこと、その上で、本件マンションの住民に多発している症状が、クレオソート油揮発物を主因とし、環境要因が複合的に作用して生じているものと考えていたこと、住民団体の居住環境改善のための取組を支援するために、健康調査や診察を希望する住民の診療を行ってきたことからすると、上記のq医師の診断書の内容のうち、本件工事が症状の原因であるとする記載に関しては、工事現場からの悪臭と個別の症状を関連付ける患者の判断に依拠したものであって、症状や検査結果、問診等の結果から判断されたものとはいえず、直ちには信用し難い。そして、q医師の判断の根拠の中には、甲44号証の記載(2頁)によれば、「工事現場からは粘膜・皮膚に対し刺激性を有する物質である、クレオソート油が大量に見つかっていること」を前提とするものがあるが、前記3記載のとおり、本件土地にクレオソート油が大量に存在したことを裏付ける証拠はないことからすると、その根拠に疑問の余地がある。また、甲44号証の記載(2頁から3頁まで)によれば、「症状を訴える住民の中には、本件マンションから離れている間だけ、全く症状が消失してしまった事例があること」を前提としているが、これは、医療機関を受診した5人のうち、2人が回答しているためであるところ、その2人の健康状態についても訴えた症状で評価しているものにすぎず、また、医師自らなんらかの化学物質の刺激による炎症の存在を疑わせる明らかな所見は認められないとしている以上、居住環境中に原因があると言い切れるのかは疑問が残るところであり、やはりその根拠に疑問の余地があるといわざるを得ない。以上のことからすると、本件

工事が原因であるとする q 医師の診断書は採用することができない。

また、q 医師が行った A トラックターミナル建設工事に伴う ▲住民健康被害調査結果（甲 37）によれば、本件マンションの住民 100 人から健康調査の回答を求め、建設工事と調査対象集団の健康状態の自覚症状等についての関係を調査した結果は、建設工事によって調査対象集団の健康状態が悪化した可能性は否定できないものの、断面的な調査であることから因果関係を積極的に論じることはできないこと、また小さな集団であることから、統計学的にも不安定であること、工事に関心があり、かつ健康上の不安を抱える人がより積極的に回答をしたというバイアスも考えられることなどが指摘されている。そうすると、これらの統計学的な検討結果からは、本件工事開始後から本件マンション住民に特異的に健康被害が生じたともみることでもできず、工事時期と一定の集団における健康被害の発症時期が一致する事実を認めることもできないから、本件における掘削工事と申請人らが主張する健康被害との間の因果関係を裏付けるものと評価することはできない。

そして、クレオソート油ないしその主要な成分とされる物質についての健康影響について、眼や皮膚への刺激性や感作性が一部報告されているものも見受けられるものの不明とされているものが多いこと（甲 41, 甲 43, 甲 49 ないし 56, 甲 69, 甲 70）、前記 3 及び 4 において検討したとおり、本件において揮発した化学物質の程度が具体的にどの程度であったかは明確になっておらず、少なくとも大量であったと認めるに足りる証拠はないこと、本件土地の掘削場所からクレオソート油由来の化学物質を含有した粉じんが具体的にどの程度飛散して本件マンションに到達したかは明確になっておらず、少なくとも大量に到達していたことを認めるに足りる証拠はないことからすると、本件工事によって発生し暴露した化学物質の性質や量から、申請人 f が主張する症状の原因が掘削工事によるものであるとは評価し難い。そして、掘削工事当時、悪臭を感じていたことが認められるが、臭いと健康被

害の発症とは必ずしも直接的に結び付いているものでもない。したがって、かかる事実のみから本件土地の掘削場所から発生した化学物質が原因となって申請人 f の健康被害が生じたことを推認することはできない。

以上検討した諸事情を踏まえ総合的に判断しても、申請人 f の症状と本件工事との間の因果関係を肯定することはできない。

(2) 掘削工事終了後も健康被害が継続していると主張しているその他の申請人について

ア 申請人 l 及び申請人 h は、掘削工事によって揮発したクレオソート油由来の化学物質に暴露し続けた結果、化学物質過敏症に罹患したため、掘削工事終了後も症状が続いている旨主張し、これに沿う p 医師の意見書（甲 66 の 1，甲 66 の 3）を提出する。

しかしながら、前記 5 (1) のとおり、証拠（甲 68 の 140 頁など）によれば、いわゆる化学物質過敏症は、医学上の定義、病態・症候、発症因子・メカニズム、診断等について明確な知見は確立されていない状況にあるとされ、クレオソート油由来の化学物質への暴露量が不明である（健康被害を生じさせる濃度であったと認めるに足る証拠はない。）ことから、上記の p 医師の意見書（甲 66 の 1，甲 66 の 3）は直ちに採用できるものではない。

また、申請人 l は、I 皮膚科・形成外科の t 医師（以下「t 医師」という。）の診察を受け、平成 26 年 6 月 23 日、「病名：眼瞼炎、湿疹（顔面）」「上記病名にて約 1 週間の治療を要しますが、原因物質が除去されない限り、再燃を繰り返すおそれがあります。」との診断を受けた（甲 39 の 2）ほか、申請人 l は、q 医師の診察を受け、平成 26 年 7 月 24 日、「病名：慢性結膜炎」「今年 1 月、住宅近隣の工事現場から、強い刺激臭を感じるようになってから、両眼の違和感、目やに、眼周囲の痒み、炎症、さらに鼻、喉の違和感などを訴えています。工事現場で認められた、クレ

オソート油に揮発性，皮膚粘膜に対する刺激性があること，青森の実家に帰った際に症状が消失したエピソードなどから，工事現場からのクレオソート油揮発物質へのばく露に伴う症状と考えられます。」との診察を受けた（甲38の4）。この点，前記5(1)で説示したとおり，本件工事が原因であるとするq医師の診断書は採用することができないこと，t医師の診断書は「原因物質が除去されない限り，再燃を繰り返すおそれがあります。」との記載があるが，眼瞼炎，結膜炎は日常生活の中での様々な原因により生じ得るものであるところ，原因物質の内容を具体的に明らかにするものでも，本件工事が原因であることを示唆するものでもない。また，申請人1は平成26年1月頃から症状があった旨を主張するが，上記各診断書によればかかる症状で医師の診察を受けたのは同年6月又は7月であって，同年1月頃に症状があったかどうかを裏付ける証拠はなく，掘削工事の開始時期と症状の発現時期が直ちに結び付いているものと評価し得る証拠はない。

申請人hは，q医師の診察を受け，平成26年7月1日，「病名：慢性咽頭炎」「居住地近隣での工事開始後より咽頭痛を自覚，徐々に悪化していること，工事現場からの粉じんの存在が明らかであることなどから，当該工事との関連が強く疑われます。慢性の咽頭痛があり，継続的な治療が必要です。」との診断を受けた（甲38の1）が，咽頭痛は日常生活の中での様々な原因により生じ得るものであり，前記5(1)で説示したとおり，本件工事が原因であるとするq医師の診断書は採用することができない。また，申請人hは平成25年11月末頃から症状があった旨を主張するが，上記診断書によればかかる症状で医師の診察を受けたのは平成26年7月であって，平成25年11月末頃に症状が出ていたかどうかを裏付ける証拠はなく，掘削工事の開始時期と症状の発現時期が直ちに結び付いているものとも評価し得る証拠はない。

そして、上記に検討した点のほか、前記5(1)に説示した点も踏まえ総合的に判断しても、申請人1及び申請人hの各症状と本件工事との間の因果関係を肯定することはできない。

イ 申請人i及び申請人mについては、掘削工事によって揮発したクレオソート油由来の化学物質に暴露し続けた結果、化学物質過敏症に罹患したため、掘削工事終了後も症状が続いている旨主張するが、そもそも化学物質過敏症に罹患したことを認めるに足りる証拠はない。

申請人iは、q医師の診察を受け、平成26年7月1日、「病名：慢性咽頭炎」「居住地近隣での工事開始後より症状を自覚、徐々に悪化していることから、当該工事との関連が強く疑われます。慢性の咽頭痛があり、継続的な治療が必要です。」との診断を受け（甲38の2）、申請人mは、q医師の診察を受け、平成26年7月18日、「病名：慢性結膜炎」「持続する眼球の違和感を主訴に受診、住宅近隣での工事開始後、昨年末頃より上記症状を自覚しています。外国旅行へ出かけると症状消失し、帰国すると再発するというエピソードを繰り返しており、環境要因が強く疑われます。工事現場からはクレオソートオイルが漏出しているとのことで、上記症状の主な原因と考えて良いと思われます。」との診断を受けた（甲38の5）が、前記5(1)で説示したとおり、本件工事が原因であるとするq医師の診断書は採用することができない。また、申請人iは平成25年11月末頃から、申請人mは平成25年12月末頃から症状が出ていた旨をそれぞれ主張するが、上記各診断書によればいずれもかかる症状で医師の診察を受けたのは平成26年7月であって、平成25年11月末頃又は平成25年12月末頃に症状があったかどうかを裏付ける証拠はなく、掘削工事の開始時期と各人の症状の発現時期が直ちに結び付いているものとも評価できない。

そして、前記5(1)に説示した点も踏まえ総合的に判断しても、申請人i

及び申請人mの各症状と本件工事との間の因果関係を肯定することはできない。

ウ 申請人cは、q医師の診察を受け、平成26年7月17日、「病名：湿疹、アトピー性皮膚炎増悪」「今年6月頃からの在宅時間の増加に伴うアトピー性皮膚炎の増悪、昨日からの新しい湿疹を認めます。経過より近隣における工事に伴う環境悪化の直接的ないし間接的影響が強く疑われます。」との診断を受けた（甲38の6）が、前記5(1)で説示したとおり、本件工事が原因であるとするq医師の診断書は採用することができない。

そして、前記5(1)に説示した点も踏まえ総合的に判断しても、申請人cの症状と本件工事との間の因果関係を肯定することはできない。

(3) その他の申請人について

上記(1)及び(2)に検討した申請人以外の申請人については、前記認定事実によれば、悪臭を感じたことは認めることができるものの、かかる症状をもって通院をした事実はうかがわれず、客観的に健康被害があったことを認めるに足りる証拠はない。この点、申請人bは急性症状として悪心、喉がいがらっぽいといった症状があったものと供述するが、医師の診察を受けたことはないと供述していることから、客観的に健康被害があったものと認めるに足りない。

したがって、上記(1)及び(2)に検討した申請人以外の申請人については、裁定を求める事項1について理由がない。

6 裁定を求める事項2について

(1) 申請人らは、「裁定を求める事項の追加的変更申立書」において、裁定を求める事項2につき、「申請人らが被った日常生活の妨害による精神的苦痛」と本件工事に伴う悪臭との因果関係を掲げ、この点について、被申請人らは、精神的苦痛に係る不快感、気分が滅入る、イライラ感、ストレスによる体重減少、不眠等は、いずれも主観的なものであって原因裁定になじまな

い旨の主張をする。確かに、「日常生活の妨害による精神的苦痛」というだけでは被害としての客観的特定があるとはいえない。しかし、悪臭によって洗濯物の乾燥、ベランダの使用ができなくなるなど、日常生活が妨げられる具体的事実があれば、これをもって「人の生活環境に係る被害」（環境基本法2条3項）というを妨げない。

申請人らは、審問期日における釈明に対して「申請人ら第1準備書面の各申請人の精神的ストレス欄及びそこに引用した証拠（甲35，甲36）に記載された生活環境にかかる被害」であると主張しているため、これを前提とすると、裁定を求める事項2における「申請人らが被った日常生活の妨害による精神的苦痛」の具体的な主張は、別紙2生活環境に係る被害一覧記載の、各申請人の「精神的ストレス欄の記載」欄及び「証拠に記載された生活環境に係る被害」欄記載のものと理解することができる。

- (2) 次に、上記「引用した証拠」は、甲35号証及び甲36号証であるところ、同証拠は、申請人bの尋問結果によれば、住民団体が平成26年1月末頃にアンケート用紙を本件マンションの1号棟を中心に各戸に配布し、それを各戸の住民が随時記載をして住民団体に提出したもの（あるいは提出された用紙をまとめたもの）であることからすると、被害を感じた時期に随時作成されたものと考えるのが自然であることから、それらに記載された日付は、本文中に具体的な日付がない限り、被害を受けた時期に近接しているものと理解することができる。

ただし、本件各証拠によれば、本件工事における掘削工事期間中、継続的又は一般的に、窓を開けられない、洗濯物をベランダに干せない等の悪臭による生活上の不便を受けた旨の記述が認められるが、前記4(1)に説示したとおり、本件マンションにおける悪臭は掘削場所やその日の天候や風向きなど気象の条件によって変化しており、掘削工事期間中、常時一定の強い臭気が本件マンションに継続的に生じていたものとまではいえないことから、時期

又は期間を特定しないで掘削工事期間中の継続した被害を主張しているものについては、これを採用することができない。また、原因裁定は、裁定を求め事項に掲げられた被害についての判断を行うものであるから、裁定を求め事項において掲げられていない被害や具体的な時期が特定されていない被害につき、判断をするものではない。

以上を踏まえて検討すると、裁定を求め事項2については、別紙生活環境に係る被害一覧記載の「認容される生活環境に係る被害」記載の限度で理由がある。

- (3) なお、原因裁定は、不法行為に基づく損害賠償の要件のうち、原因とされた行為と被害とされる事実との間の因果関係の存否を判断するものであり、当該行為の有責性や違法性を判断するものではない。したがって、本裁定は、主文に掲記した被申請人らの行為の有責性、違法性についての判断を示すものではない。以上の点は、原因裁定が権利又は法律関係の存否ではなく証拠に基づく事実関係の判断を示すという原因裁定制度の特殊性に根ざすものであるが、本裁定の趣旨を理解する際に留意されたく、付言するものである。
- 7 以上のとおり、申請人らの裁定申請は、前記6(2)の限度で理由があるが、その余は理由がない。よって、主文のとおり判断する。

平成29年3月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 富越和厚

裁定委員 吉村英子

裁定委員 野 中 智 子

(別紙省略)